

令和8年度建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領（追加受付）

鹿児島市水道局

鹿児島市水道局が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方（法人又は個人）は、下記のとおり申請書の受付を行いますので、必ず期限までに提出してください。

この申請書は、建設工事の施工能力審査の資料となりますので、正確かつ明瞭に記入してください。また、虚偽の記載等があった場合は、申請を却下することがあります。

なお、鹿児島市水道局の競争入札参加者については、提出された申請書について鹿児島市水道局が行う資格審査に合格し、有資格業者名簿に登録された者でなければならないこととなっておりますので、念のため申し添えます。

記

1 資格要件

鹿児島市水道局が行う建設工事等の契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第2条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 建設業にあっては、次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を有する者であること。
 - イ 鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以降のものであること。）を受け、法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けている者であること。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。
 - エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。
 - オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主にあっては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であること。

2 受付方法

郵送または管財契約課契約係の窓口に設置する専用箱へ投函（窓口での審査は行いません。）

提出された書類に不備等がある場合は、「仮受付」となりますので本局が指定する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は、電話又はFAXで連絡いたしますので、必ず受付票に担当者の氏名、連絡先を明記し、受付票返送用の小封筒（110円切手貼付）を添付してください。添付がない場合は、受付票の返送は行いません。

3 受付期間

令和8年1月27日（火）から同年2月6日（金）まで（当日消印有効）

※持参の場合は、管財契約課契約係が設置する専用箱へ投函

4 提出場所及び問い合わせ先

〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（水道局本庁舎2階）

電話 099-213-8511（直通）

FAX 099-285-6779

※郵送の際は、封筒に「資格審査申請書在中」と明記すること。

5 注意事項

(1) 提出書類は、申請日現在で作成してください。

（添付書類の不備の場合は受付できません。また、提出後の修正、追加等はできませんので、提出前に書類が揃っているか、記入漏れ等ないか、再度ご確認ください。）

(2) 証明書類は、原則令和7年12月1日以降発行のものに限ります。

(3) 外壁調査業務については、「測量及び建設コンサルタント業務等」の申請書で申請してください。

(4) この申請に基づく入札参加資格審査結果の通知は、令和8年8月を予定しています。

(5) 申請書の提出等のための構内駐車場利用は固くお断りします。なるべく公共交通機関を利用ください。

(6) 「申請書様式」は本局ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布は、行いません。

また、様式は、毎年見直しを行っておりますので、必ず最新の水道局申請書様式をダウンロードしてください。

(7) 既に本局の競争入札参加有資格業者として名簿に登載されている場合は、別に関係書類の受付を行うことから、本書類の提出は不要です。（詳細は、本局ホームページ「令和8年度鹿児島市水道局建設工事・設計業務等競争入札参加資格審査の受付（追加書類の提出について）」を参照）

6 提出部数

1部

7 提出書類

(県内・県外業者共通)

別添「提出書類一覧表（建設工事）」のとおり

※ フラットファイルへの綴じ込みは、不要です。

【提出書類一覧表（建設工事）】の順番通りに書類を並べて、提出をお願いします。